

## のしろ産業フェア2026 産業振興展出展募集要項

### 1 開催概要

- (1) 名 称 のしろ産業フェア2026
- (2) 開催日時 令和8年10月11日(日) 午前10時から午後4時  
令和8年10月12日(月) 午前9時30分から午後3時
- (3) 開催場所 能代山本スポーツリゾートセンター「アリナス」(能代市落合下台2-1)
- (4) 主 催 のしろ産業フェア実行委員会  
【構成団体】能代商工会議所/二ツ井町商工会/能代機械工業会/あきた白神農業協同組合/白神森林組合/能代アパレル産業連絡協議会/能代物産振興会/能代市商店会連合/東北電力(株)/能代工業団地連絡協議会/秋田県銘木青年会/秋田県高等学校産業教育フェア事務局/能代観光協会/能代市

- 2 募集期間 令和8年6月25日(木)から7月24日(金) ※土・日曜日、祝日を除く。  
受付時間：午前9時から午後5時

- 3 申込方法 下記の出展条件等に留意のうえ、実行委員会所定の申込用紙等に必要事項を記入し、関係書類を添えて事務局まで持参または郵送により申込むものとする。

- ① 産業振興展出展申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 出展補助者名簿(様式第3号)
- ④ 身分証明書類(運転免許証の写しまたは住民票など)  
※身分証明書類は、出展小間に入る方全員分が必要です。

### 4 出展条件等

- (1) 申込資格 能代市に居住または能代市で営業している商工業者等(実行委員会が特に認める場合を除く。)で、会期中2日間出展できる方。
- (2) 募集小間数 120小間程度  
※応募多数の場合は出展内容や過去の実績などを考慮の上、出展者を決定します。
- (3) 小間の規格 1小間 2,000mm×4,000mm

(4) 出展料等

区 分	出 展 料		追加設備使用料		
	市内業者 (1小間)	市外業者 (1小間)	机 (1台)	いす (1脚)	電気配線 (1配線)
販 売	4,000円	6,000円	400円	100円	500円
販売以外	1,000円	3,000円	200円	50円	250円

- ①出展料に含まれる基本設備(1小間当たり)
  - ・机(幅1,800mm×奥行450mm) 2台
  - ・パイプ椅子 2脚
- ②電気配線は1配線につき1,500W以内とし、10小間以下は1配線までとする。  
(注)電源は、発電機(インバーター機能無し)によるものであり、本電源の使用により電子機器の故障等が生じた場合であっても、実行委員会は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- ③「販売」小間について、10小間を超える場合は、その超える部分について、1小間当たりの出展料を2分の1に減額する。
- ④小間を区画するパーティションは各自で対応すること。

- (5) 小間の配置 主催者において決定する。  
※出展希望者数やレイアウトの都合上、申込のあった区画数を実行委員会において調整する場合があります。  
小間の配置は、後日（9月上旬頃）開催する出展者説明会の際に発表する。
- (6) 準備・撤去 ①準備 出展料の対象となる机及び椅子の設置は実行委員会が行うが、その他の備品等は出展者が行うこと。  
【準備日時】10月10日（土）午前9時から午後5時まで（厳守）  
②撤去 出展者は、フェア終了後、机及び椅子を畳んだ状態で区画内に置いたうえで実行委員会による貸与備品の確認を受けた後、指定場所へ運搬すること。  
【撤去日時】10月12日（月）午後3時30分から午後7時
- (7) 出展許可等
- 出展許可については、書類審査及び出展料の納入を確認したうえで、許可証を交付する。
  - 出展申込内容と異なる出展を行った場合は、許可を取消すことがある。
  - 小間の転売、転貸、名義貸し及び虚偽の申請等の不正並びに不法行為を行った場合は、許可を取消すものとする。
  - 許可証のない場合は、出展を認めない。
  - 出展許可は、「のしろ産業フェア2026」限り有効とし、将来の既得権とはならない。
  - 暴力団関係者の出展は認めない。
- (8) その他の留意事項
- ヒールの高い履物などアリーナの床を傷つける恐れのある履物を使用してはならない。
  - 出展に必要な関係機関への許可申請・届出等は、出展者が行うこと。
  - 小間の清掃は出展者が行うものとし、ゴミは各日の出展時間終了後に出展者が持ち帰り処分すること。
  - 自家用発電機の使用は、実行委員会が特に認める場合を除き、原則として許可しない。
  - アリーナ内において、火気の使用並びに調理をしてはならない。
  - アリーナ内は、原則として飲食は禁止とする。  
※飲食を伴う出展は屋外の「屋台村」へ申込してください。
  - 会場内においては、賭博及びその他の類似行為をしてはならない。
  - 食品を取り扱う場合は、衛生管理を徹底すること。
  - 商品の販売価格は、市販価格を基準とした適正な価格設定を行うこと。
  - 小間店舗の装飾は、産業フェア全体の美観に配慮しなければならない。
  - 災害、盗難、出展許可の取消し等による損害については、実行委員会は一切の責任を負わない。
  - 参観者及び出展者間のトラブル、迷惑行為や暴力行為を起こしてはならない。
  - 実行委員会、警察、消防及び保健所の指示等については従わなければならない。
  - 指定場所以外への駐車は認めない。
  - 出展許可後に出展者の都合により出展の一部若しくは全部を取消す場合、または、災害等によりやむを得ず実行委員会が開催を中止した場合の出展料の返還は行わない。
  - 災害等により実行委員会が開催を中止した場合であっても、出展に係る損害について、一切実行委員会に求めることはできない。

**【申込み・問い合わせ先】**

〒016-8501 能代市上町1番3号(能代市役所本庁舎2階 商工労働課内)

のしろ産業フェア実行委員会事務局

TEL 0185-89-1414 FAX 0185-89-1415

E-mail: syokou@city.noshiro.lg.jp